

# 災害対策関連情報について

---

1. 災害時情報共有システムについて
2. 防災リーダー養成等支援事業について

# 1. 災害時情報共有システムについて

災害時情報共有システムとは  
(R3年度から運用開始)

⇒ 災害時に介護施設等へ迅速かつ適切な支援を行うため、国・自治体が介護施設等の被害状況を迅速に把握、共有するためのシステム



# 災害時情報共有システムへの入力までの手続き

## ①介護サービス情報公表制度**対象**事業所

→介護サービス情報公表システムの情報が引き継がれるため、災害時情報共有システムへの**事前登録等は不要**です。IDパスワードも介護サービス情報公表システムと同じものです。

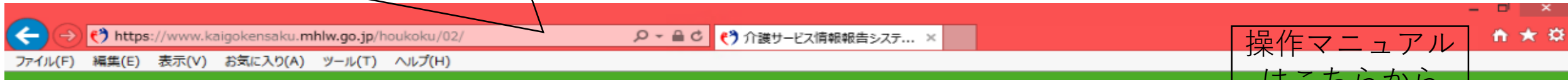
## ②介護サービス情報公表制度**対象外**事業所

(サ高住、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス)

→災害時情報共有システムへ**事前登録が必要です**。県から手続きについて通知しておりますので、内容をご確認のうえ必要な手続きを進めてください。システムへの登録が終わり次第、別途IDパスワードを通知します。

①検索エンジンで

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/02/>と検索



操作マニュアル  
はこちらから

## 介護サービス情報報告システム

[お問合せ先](#) [ヘルプ](#) [ご利用条件](#)

ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ID(半角英数字)	<input type="text"/>
パスワード(半角英数字)	<input type="password"/>
サービス名	介護サービスコードを選択して下さい

②ID（介護保険事業所番号or13桁）  
及びパスワード（英数字小文字8文  
字）を入力してください

※ 予防サービスのみ 単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同種の  
介護サービスを選択してログインしてください。

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[このページのトップへ](#)

# 発災から被害報告までの流れ

災害発生



①報告依頼

②被害状況確認

国

県

事業所

④被害報告

③災害時情報共有システムへ  
ログインし被害報告  
例) 人的・建物被害あり、断水等

# ○災害時情報共有システム報告について

これまでは、災害による被害があった場合に、システムにて被害状況を報告

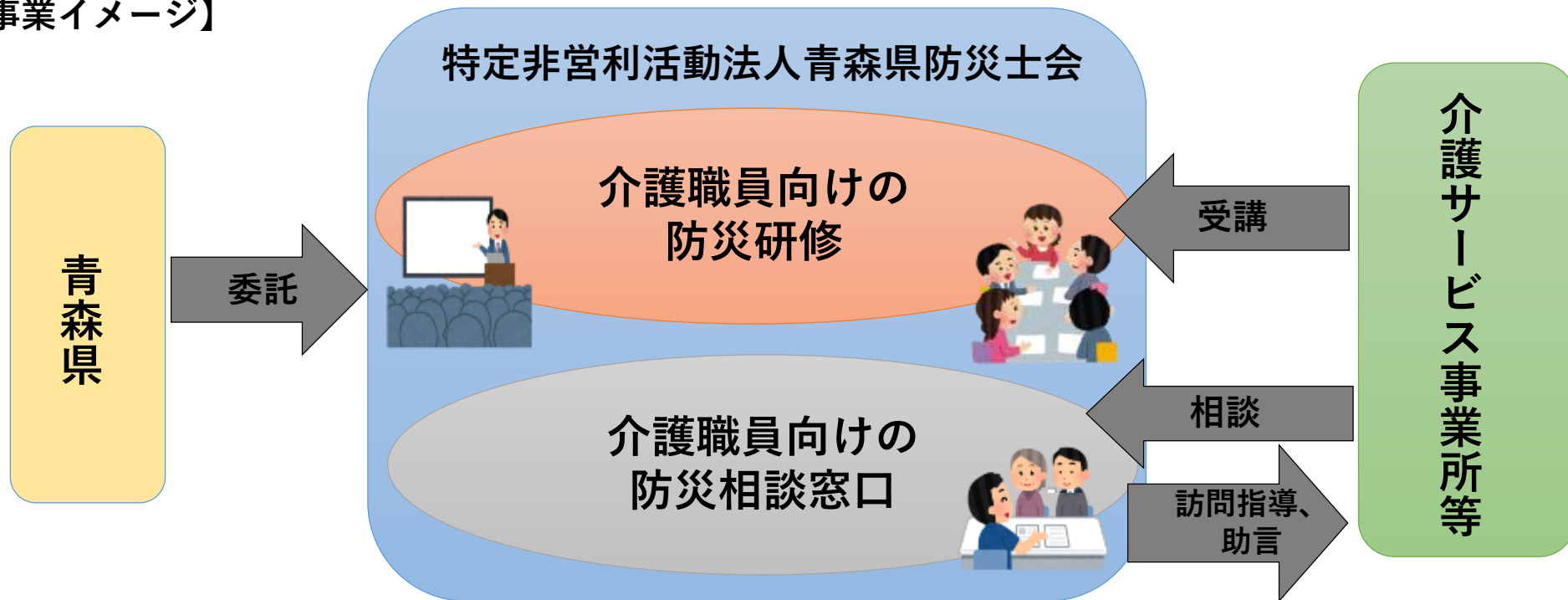
これから、

⇒ 国・自治体から災害警報や注意報があり  
災害時情報共有システムが起動した場合、  
被害が無い場合でも報告

## 2.介護施設等における防災リーダー養成等支援事業

- 介護施設等は、自力避難困難な方が多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、災害に備えた十分な対策を講じることが必要である。
- 介護施設等の介護職員については、災害発生時において、現場で避難のタイミング等を判断することが必要となるため、防災知識の習得などが求められる。
- そこで防災知識の習得のため、集団指導の際に防災・減災に関する研修を行う。また各介護施設等から防災・減災に関する相談・質問等を受けるための「防災相談窓口」を設置し、希望する介護施設等に対して、直接訪問し防災・減災に関する助言等を行う。

### 【事業イメージ】



# 介護職員向け防災相談窓口の様子（1）

- ・ 事前に記入した申込用紙の内容に沿って青森県防災士会の担当者が防災相談を実施しています。
- ・ 事業所の立地条件をもとに、どのような災害が想定されるのかを説明し、避難の方法などを助言しています。
- ・ 事業所で困っていることに、防災・減災の観点から助言を行っています。





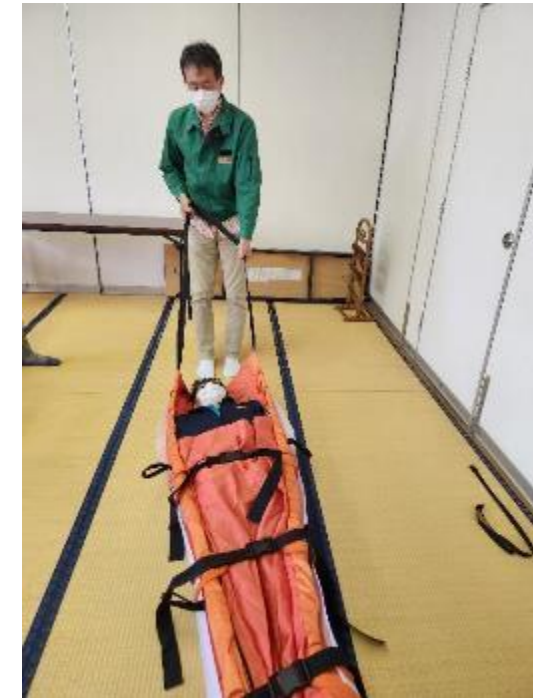
# 介護職員向け防災相談窓口の様子（2）



**1. ダンボールベッドの組み立て**  
縦は約2m。200キロの重さに耐えることができます。ダンボールなので頑丈で、1か月ほどもちます。



**2. 防災テントの紹介**  
2m×2mの広さになり、ダンボールベッドと避難するときを持っていく荷物が入る広さがあります。



**3. エアーストレッチャーの実演**  
寝た状態で安全に搬送する方法を説明しています。